

社会保障審議会 企業年金・個人年金部会 ヒアリング説明資料

2020年8月26日
一般社団法人 信託協会

◆ 当面の対応のために議論を要する事項	…2
– 1. DC ; より公平なDC拠出限度額の設定の検討	…2
(参考) DBの受託状況	…5
– 2. DB ; DBの掛金設定の弾力化の検討	…6
(参考) 金融危機当時に講じた措置	…7
(参考) 財政決算速報値 (2020年3月末基準)	…8
◆ 中期的に議論を重ねていくべき事項 (拠出時・給付時の仕組みの在り方)	…9

(※) 当資料においては、以下の略称を使用しております

DB : 確定給付企業年金

DC : 確定拠出年金 (企業型・個人型いずれも含む) / 企業型DC : 企業型確定拠出年金 / iDeCo : 個人型確定拠出年金

1. DC ; より公平なDC拠出限度額の設定の検討

意見

- 総論として、DB仮想掛金額を導入し、企業毎のDB給付水準をもとにDC拠出限度額を算出する見直しは、拠出可能額の有効活用に繋がる可能性があると考え
- 一方、DBと企業型DCを併用している企業のうち、DC拠出限度枠が縮小・消滅する企業やDBの給付減額を選択する企業が想定されるため、慎重な議論をお願いしたい
- 労使合意に時間を要することや制度変更当初は加入者が混乱するおそれがあることから、経過措置（※）を併せて検討いただきたい

（※）経過措置の例

- ・ 施行日前に設立された制度については、従前の掛金の適用を可とする
- ・ DB仮想掛金額の評価によりDC拠出可能枠が縮小・消滅する場合、一定期間従前のDC掛金の拠出を可とする

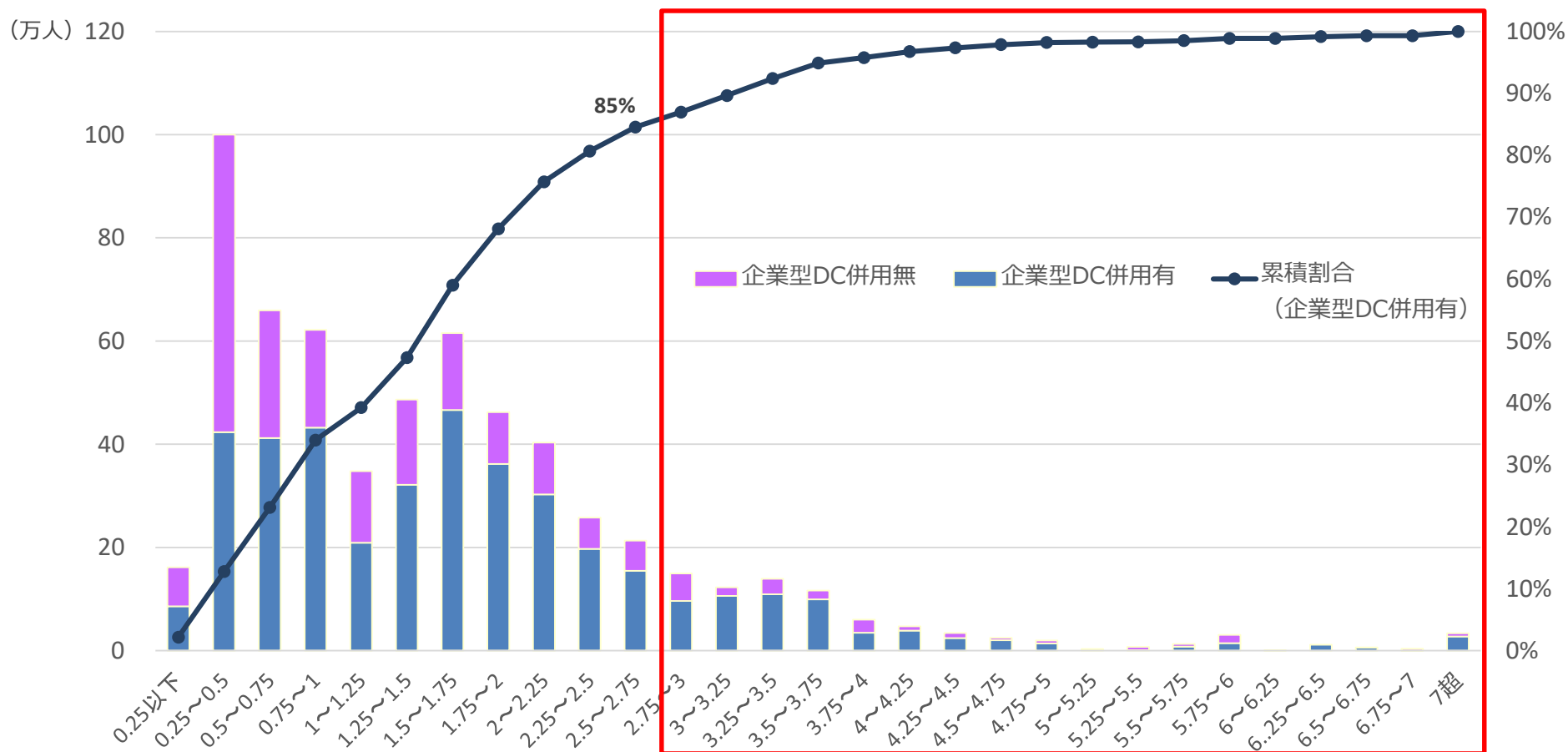
その他、次の懸念事項が想定されることを踏まえて、検討を進めていただきたい

懸念事項	DB仮想掛金額の算出による影響	<p>DB仮想掛金額の評価によって、企業年金の給付水準を調整するために退職一時金へ振替えられ、従前よりも受給権保護の措置がとられていない状態に陥ることが想定される</p> <p>DB仮想掛金額の計算時期や方法、関係者間でのデータ連携の実施により、DB受託機関をはじめ、DB実施事業主やデータの受け手となり限度額を管理する機関において、システム開発や業務体制整備が必要となる</p> <p>※複雑な計算方法とならないよう、日本年金数理人会等の識者と十分に検討いただきたい</p>
		<p>DB仮想掛金額の算出にあたり、年金数理人の責任範囲や計算の妥当性の検証基準を明確にする必要がある</p>
	労使合意の取得	<p>企業年金は退職給付由来であり労使合意に基づく制度であるが、労使合意が得られる前に政令改正された場合、労使合意がないままDC拠出可能枠が縮小・消滅することとなる</p>
	企業会計上の債務認識	<p>DC拠出可能枠が消滅した場合、DC資産をDB制度へ移換することが可能ではあるものの、企業会計上の債務認識が必要となる</p>

DB掛金額の状況（加入者分布）

信託協会加盟各社が総幹事業務を実施している企業のうち、DBの1人当たりの平均標準掛金（月額）の状況を分析すると次のとおりであり、影響を受ける加入者に対し経過措置を検討いただきたい

- ✓ 企業型DCが縮小・消滅する可能性のある（＝DB掛金が2.75万円超）加入者数は約60万人（企業型DCを併用しているDB加入者の約15%）



(※) ・2019年度の決算報告書に基づき、標準掛金を拠出したDBを対象に集計
 ・DB毎に事業年度中に支払った標準掛金総額を年度末時点の加入者数で除して加入者1人あたりの標準掛金を算出
 ・1事業所で複数のDB制度を実施している場合は、DB制度毎に計上

信託銀行総幹事先における加入者は「647万人」であり、DB加入者全体の約7割を占めている

	受託件数 (件)	資産残高 (億円)	加入者数 (万人)
信託銀行	3,828	444,412	647 (68.9%)
生保会社	8,433	162,900	284 (30.2%)
J A 共済連	318	4,441	8 (0.9%)
合計	12,579	611,754	940 (100%)

(出所) 一般社団法人信託協会ニュースリリース「企業年金 (確定給付型) の統計概況 (令和2年3月末現在)」

2. DB ; DBの掛金設定の弾力化の検討

事業主等からの 財政上の措置を 求める声

- 金融危機当時と同様の措置
 - ✓ 財政検証や財政再計算の結果として、掛金引上げが必要となった場合における掛金の引上げ猶予
 - ✓ 継続基準に抵触した場合の財政計算において、解消すべき不足金から許容繰越不足金の全部又は一部を控除
- 金融危機当時と類似の措置
 - 非継続基準抵触時における
 - ✓ 翌事業年度の掛金引上げ時期の延長
 - ✓ 翌事業年度の掛金引上げ幅の抑制

主な業種

医療・福祉 / 卸売業・小売業 / 建設業

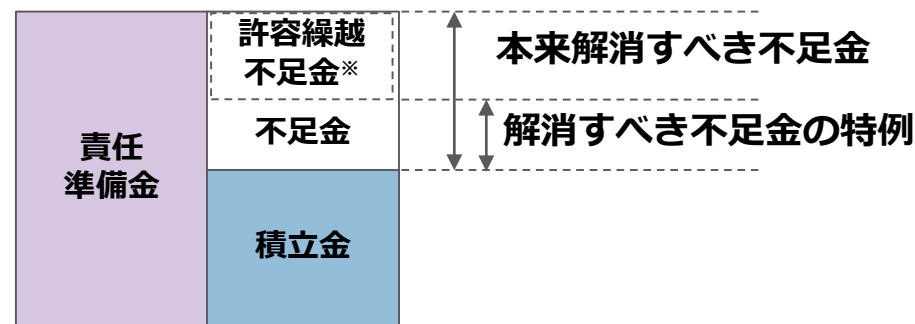
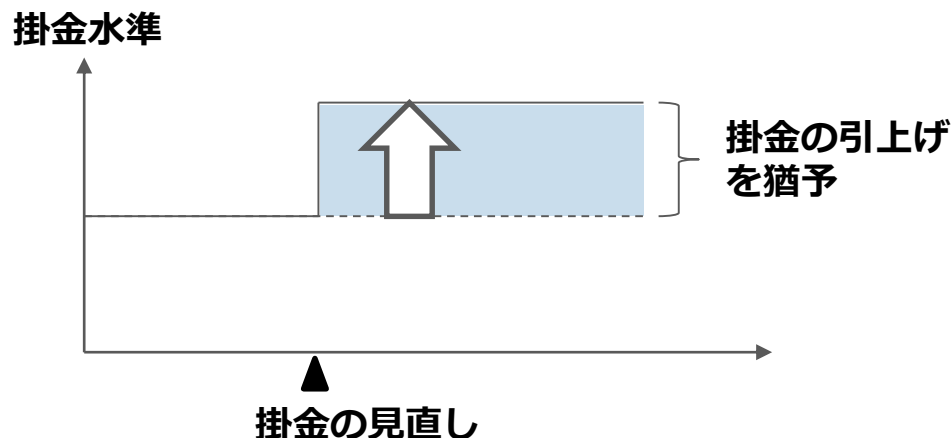
意見

金融危機当時に講じたDB掛金設定の弾力化措置および類似の措置を講じていただきたい

2008（平成20）年9月の金融危機（リーマンショック）当時、実施事業所の経営状況が悪化したことにより事業主がDB掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合に、掛金の引上げの猶予等の措置を講じた

(1) 2008年度決算に基づく財政検証や財政再計算の結果として、掛金引上げが必要となったDBで経営状況の悪化により掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、2010年4月1日から2012年3月31日までの間、掛金(標準掛金・特別掛金・特例掛金)の引上げの猶予を認めた

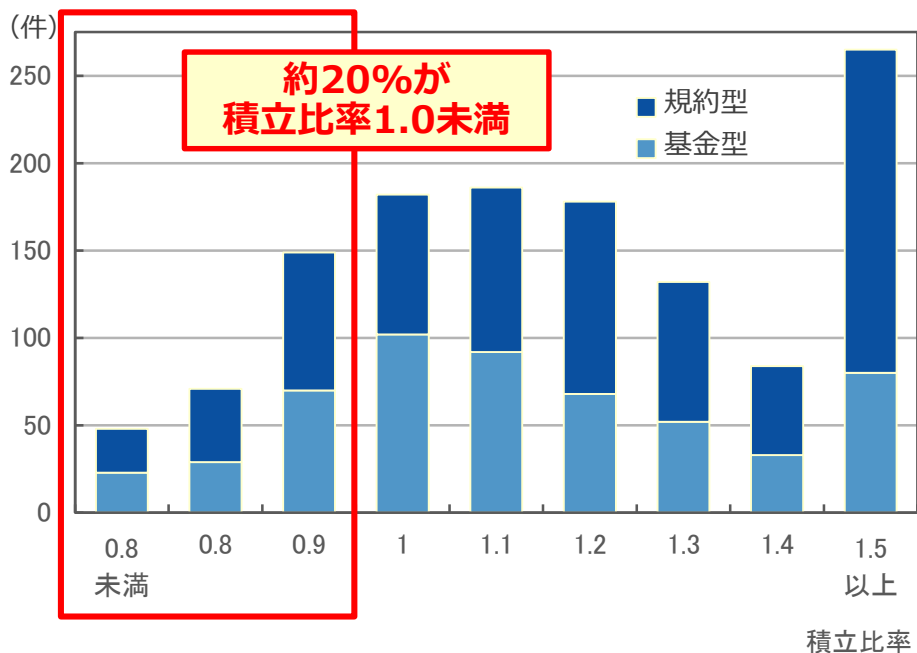
(2) 2009年3月31日から2012年3月31日までの間の日を計算基準日として、継続基準に抵触した場合の財政計算については、解消すべき不足金から、許容繰越不足金の全部又は一部を控除することができることとした



※許容繰越不足金とは、責任準備金に対して積立不足が発生していても掛金見直しは不要とされる不足金をいう

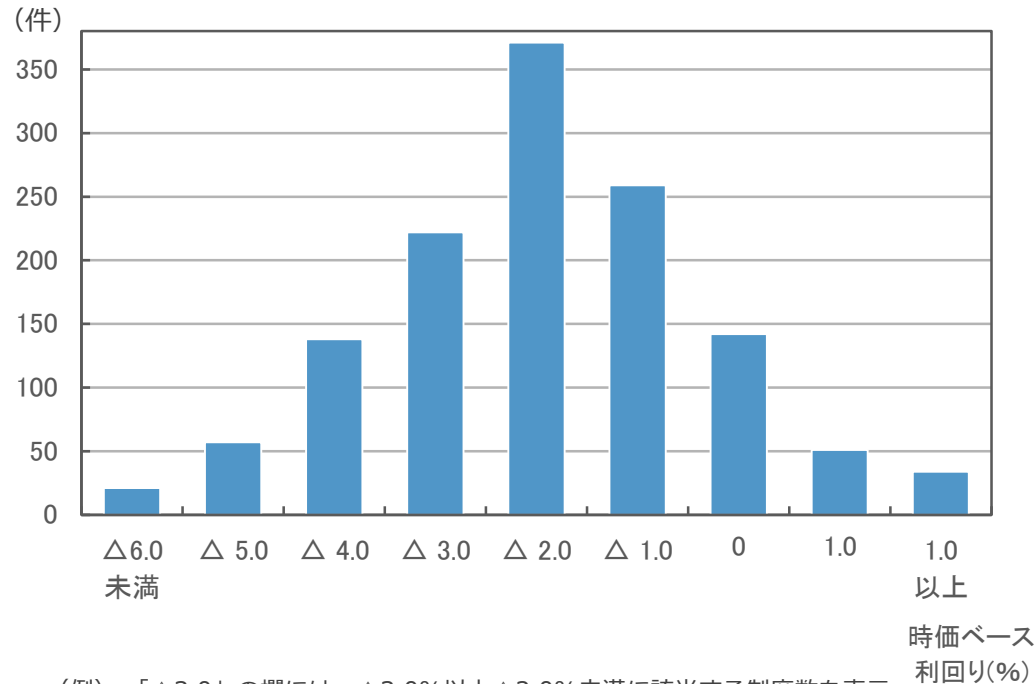
信託銀行総幹事先DBにおける2020年3月末決算先のうち、約20%の制度が非継続基準の積立比率の基準値 (1.0) をクリアできていない状況である

積立比率



(例) 「0.9」の欄には、0.9以上1.0未満に該当する制度数を表示

運用実績 (時価ベース利回り)



(例) 「△3.0」の欄には、△3.0%以上△2.0%未満に該当する制度数を表示

(※) 信託銀行総幹事先DBのうち、2020年3月末決算先を対象に集計

企業年金等の拠出段階における税制優遇措置の拡充

現状

- 企業型DCの従業員拠出は事業主拠出と合わせて拠出限度額の内枠、かつ、事業主拠出額を超えない範囲内での拠出しか認められていない
- 毎年のDC非課税枠を使い切れず、有効活用できていない者もいる
- 公的年金における給付水準の調整等により、年金額の減少が見込まれる

老後の生活等に備える資産形成や所得確保の機会が不十分

要望

- 企業型DCにおける従業員拠出の拡充
- DCの一定の限度額までの年を跨いだ非課税枠の繰り越し
- DC拠出限度額の引上げ

<信託協会における令和3年度税制改正要望（概要）>

運用

企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

現
状

- 公的年金を補完する観点から、DBおよびDCの役割期待が高まっている
- 特別法人税が課税された場合、運用時および給付時を合わせた全体の税負担が重い

公的年金の補完、老後生活の維持・安定を目的とする企業年金の普及を阻害



要
望

- DBおよびDCの積立金に係る特別法人税を撤廃
- 特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長

高齢期の所得の確保に資する制度の創設

現 状

- 平均余命の伸長により、高齢者の雇用形態や退職年齢の多様化が進むことが想定される
- DBの支給開始時期の設定可能な範囲が70歳まで拡大される
- DCの受給開始時期の上限年齢が75歳に引き上げられる

老後の生活設計の選択肢がより一層広がることを期待



要 望

- 公的年金の支給開始年齢の柔軟化に伴い、支給を繰下げた場合の利便性を高める目的で、受給者の高齢化にあわせて、より公的年金等に係る雑所得の控除額が拡充する等の措置を講じる